第八十二条中「七課」を「六課」に、「施設課」を「施設課」に改める。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　削除

第九十四条の見出し中「、副部長」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の職員」を「部長及び課長」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とする。

第五章第一節第二款中第九十七条の次に次の一条を加える。

（開発官）

第九十七条の二　幕僚監部に、開発官一人を置く。

2　開発官は、陸上自衛官をもつて充てる。

3　開発官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一　陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二　陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

四　陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

第百十八条中「四課」を「三課」に、「艦船課　航空機課　武器課」を「艦船・武器課　航空機課」に改める。

第百十九条第四号中「艦船課、航空機課及び武器課」を「艦船・武器課及び航空機課」に改める。

第百二十条の見出しを「（艦船・武器課）」に改め、同条中「艦船課」を「艦船・武器課」に改め、第五号を第六号とし、同条第四号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「艦船等」の下に「及び武器等」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「及び艦船等」を「及び武器等並びにこれら」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材（航空機課の所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条　削除

第百四十八条第一号中「第四十九条第二十二号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「同条第十三号、第五十条第二号」に、「及び第三号」を「、第五十三条の二第一号」に、「第五十九条第一号並びに」を「第五十九条第一号及び」に改める。

第百五十条中「三課」を「二課」に、「補給課　整備課」を「整備・補給課」に改める。

第百五十二条の見出しを「（整備・補給課）」に改め、同条中「補給課」を「整備・補給課」に改め、同条第一号中「（航空機を除く。）の補給及び保管」を「の補給、保管及び整備」に改め、同条第二号中「前号に規定する補給及び保管」を「航空装備品等の補給、保管、整備及び改善要求の処理」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　航空装備品等の改善要求の処理に関すること。

第百五十三条を次のように改める。

第百五十三条　削除

第二百十五条中「警務管理官」の下に「、開発官」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四号中「普通科連隊一」の下に「及び高射特科連隊一」を加える。

別表第七岩手駐屯地の項中「岩手県岩手郡滝沢村」を「滝沢市」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三陸上幕僚監部の項中「部長　副部長」を「部長」に、「警務管理官」を「警務管理官　開発官」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法施行令別表第七岩手駐屯地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第七号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第一項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「以下」を削り、「心肺機能停止状態」を「、心肺機能停止状態」に、「ものであって、次に」を「ものにあっては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあっては第一号及び第三号に」に改め、同条第一号中「静脈路確保のための」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省令第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

環境大臣　石原　伸晃

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成十三年環境省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表共生社会政策担当の項中12を13とし、11の次に次のように加える。

12　子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十六年一月十七日から施行する。